

## 比較見積書省略および随意契約理由書

(大阪府こころの健康総合センターエレベーター安全性向上工事)

大阪府こころの健康総合センターでは、日本オーチス・エレベータ製のエレベーターを設置しており、その設備についての保守点検業務も同社に委託し実施しています。

今回、耐用年数を経過したことや新耐震基準に対応すること等のため、エレベーターを全面的に改修するにあたり、元々27年前に設置した事業所が日本オーチス・エレベータ株式会社西日本支社であり、現エレベーターの形状等は同社しか把握しておらず、改修工事を実施できる事業所は同社のみと判断するものです。

以上により、特定の者でなければ履行できないものとして、財務規則運用第62条関係2項第1号により比較見積書の徴取を省略するものです。

また、日本オーチス・エレベータ株式会社西日本支社から見積書を徴取したところ、予算の範囲内であり価格も適正であると判断されるので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と随意契約を締結するものであります。